

**第4次広川町総合計画(改訂版)【案】パブリックコメントの実施について**

**【目的】** 現在策定中の『広川町第4次総合計画(改訂版)』において、政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、それに対して住民の皆様から寄せられた意見および情報を考慮し、最終的な意思決定をするとともに、意見等の概要およびこれに対する町の考え方等を公表するために実施するものである。

①資料閲覧及び意見募集期間 令和2年10月5日(月)～令和2年11月2日(月)

②公表する資料等 「第4次広川町総合計画(改訂版)【案】」基本構想、基本計画

**③意見を提出できる人**

- ・町内に住所を有する人
- ・町内の事業所または事務所に勤務する人
- ・町内に事務所又は事業所を有する人
- ・町内の学校に在学する人
- ・本町に対して納税義務を有する人

**④資料の閲覧場所**

資料は、本町ホームページに掲載するほか、下記の場所にて閲覧を受け付ける。

**【閲覧場所】**

- ・交流センター「いこっと」図書館
- ・広川町役場(玄関フロア)総合案内窓口
- ・広川町役場(2F)政策調整課

※ ホームページ以外の資料の閲覧時間は、平日午前8時30分から午後5時15分とする。  
但し、交流センター「いこっと」図書館は、午前10時00分から午後6時00分まで(金曜日は午後7時00分まで)。土曜日、日曜日も閲覧可能とする。

**⑤意見の提出方法**

下記の方法で提出するものとし、電話・口頭による意見の提出は受け付けない。

- ① 直接持ち込み(政策調整課) ② 電子メール ③ FAX ④ 郵送

※意見様式は自由とするが、「パブリックコメント意見様式」をホームページ、図書館、総合案内窓口、政策調整課に設置する。

**⑥周知の方法**

- ①広川町ホームページ ②全戸回覧

**⑦回答の方法**

寄せられた意見を集約し、策定委員会で調整の上、反映可能な意見は加筆修正を行い、審議会に報告し、審議していただく。パブリックコメントの結果については、ホームページなどを通じて公表し、個別の回答はしないものとする。